◎新潟県訓令第８号

部　　局
事　務　所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）により資金前渡職員を置く組織（昭和57年３月新潟県訓令第９号）の一部を次のように改正し、令和５年４月１日から実施する。

令和５年３月28日

新潟県知事　　花　角　　英　世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第１項第５号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年４月１日から実施する。 （略） 五泉特別支援学校村松分校 月ヶ岡特別支援学校見附分校 （略） 〃　　〃　　人身安全対策課 （略）	新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第133条第１項第５号の規定により資金前渡職員を置く組織を次のとおり定め、昭和57年４月１日から実施する。 （略） 五泉特別支援学校村松分校 （略） 〃　　〃　　子供女性安全対策課 （略）